

佐倉市土地区画整理事業の助成に関する条例

昭和41年3月24日条例第11号
最終改正 平成24年6月29日条例第31号
平成25年10月1日横書き施行

(目的)

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）に基づき、本市において施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）に関し助成を行うことにより、事業の促進を図り、もって良好な市街地の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法の例による。

(対象者)

第3条 この条例に基づく助成を受けることができる者は、法第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社のうち、規則で定める要件を満たすもの（以下「施行者等」という。）とする。

(助成の内容)

第4条 市長は規則で定めるところにより、予算の範囲内で施行者等に対して次の助成を行うことができる。

- (1) 認可を受けるために要する経費への助成
- (2) 事業の施行に要する経費への助成

(申請)

第5条 助成を受けようとする施行者等は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の額その他必要事項を決定して申請者に通知するものとする。

(助成に伴う審査等)

第7条 市長は、必要と認めるときは、助成を受ける施行者等に対し、経理内容の審査並びに工事及び施設の検査を行うことができる。

(実績報告)

第8条 助成を受ける施行者等は、助成事業が完了したときは、遅滞なくその実績を市長に報告しなければならない。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第9条 市長は、施行者等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 事業を廃止したとき。
- (2) 正当な理由がなく、事業を著しく遅延させたとき。
- (3) 法令の規定により、事業の施行の認可または組合設立の認可を受けられなかったとき又は取り消されたとき。
- (4) 法令、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、不正な行為があつたと認められるとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。